



山梨労働局発表

平成26年7月29日

定期監督等を実施した事業場の約3分の2で法令違反 ～平成25年における監督指導の実施状況について～

山梨労働局（局長 三浦宏二）では、平成25年において山梨労働局内の3労働基準監督署（*1）が実施した定期監督等（*2）の実施結果を以下のとおりとりまとめましたので発表します。

- 1 平成25年1月から12月までの間に、山梨労働局管内3労働基準監督署で計1,521事業場に定期監督等を実施し、労働基準関係法令等に係る何らかの違反が認められた事業は、988事業場、違反率は65.0%であった。
業種別の監督件数では、建設業が875件で最も多く、そのうち496件（56.7%）で法令違反が認められ、以下、製造業が264件（法令違反が認められたもの190件（72%））、商業が112件（同90件（80.4%））となっている（*3）。
- 2 法令違反の内訳は、労働基準法違反については、労働時間の271件（17.8%）、労働条件の明示の220件（14.5%）となっている。労働安全衛生法違反については、安全衛生基準（安衛法20条～25条）が345件（22.7%）、安全衛生管理体制が109件（7.2%）となっている（*4）。
業種別の法令違反の内訳としては、建設業及び製造業では安全衛生基準に関するものが最も多く291件であった。製造業、商業では労働時間に関するものが最も多く、それぞれ95件、52件であった。
- 3 山梨労働局では、時間外・休日労働に関する協定届の適正な締結・届出、適切な割増賃金の支払、雇入れ時の労働条件通知書の書面交付等法定労働条件の履行確保を図るとともに、また、機械や設備の安全対策を徹底し、労働災害防止を図るために、引き続き積極的な監督指導等を実施して行っていくこととしている。

*1 管内3労働基準監督署とは、甲府、都留、鵜沢の3労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査・指導を行うもので、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の発生を契機として実施する監督をいう。この他に、労働者からの賃金未払等の申告に基づきその権利救済を目的に実施するもの（申告監督）などがある。

*3 労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

*4 比率は監督事業場数に対するもの。

1 監督指導の実施状況

- (1) 平成 21 年度以降に、山梨労働局管内 3 労働基準監督署（甲府署、都留署、
 鵜沢署）が法定労働条件の履行確保を目的として実施した定期監督等の実施
 状況は表 1 のとおりである。平成 25 年の定期監督実施件数は、1,521 件で
 あり、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法等）に係る法令違反
 が認められた事業場は、988 事業場、違反率は 65.0%であった。

何らかの法令違反が認められた事業場の割合 表 1

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
監督事業場数	1,382	1,532	1,694	1,483	1,521
違反事業場数	894	949	913	915	988
違反率 (%)	64.7	61.9	53.9	61.7	65.0

- (2) 業種別の実施状況は表 2 のとおりである。違反率を業種別でみると、
 「保健衛生業」が最も多く 89.7%、次いで「接客娯楽業」の 85.7%、「運
 輸交通業」の 78.6%となっている。また、製造業の定期監督等の実施件数
 は 264 件で、そのうち 190 件 (72.0%) で何らかの法令違反が認められた。
 同じく、建設業は 875 件で、そのうち 496 件 (56.7%) で、運輸交通業は
 70 件で、そのうち 55 件 (78.6%) で、商業は 112 件で、そのうち 90 件 (80.4%)
 であった。

主な業種別違反率 表 2

業 種	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率 (%)
製造業	264	190	72.0%
建設業	875	496	56.7%
運輸交通業	70	55	78.6%
商業	112	90	80.4%
保健衛生業	29	26	89.7%
接客娯楽業	56	48	85.7%
清掃業	12	10	83.3%
その他	103	73	70.9%
合計	1,521	988	65.0%

2 主要な法令違反の状況

(1) 主要な法令違反の状況は表3のとおりである。法令違反が認められた事項のうち、労働基準法違反のうち、最も多かったのは、労働時間の271件(17.8%)、次に労働条件の明示の220件(14.5%)であった。労働安全衛生法違反のうち、安全衛生基準(安衛法20条~25条)が345件(22.7%)、安全衛生管理体制が109件(7.2%)であった。

表3 主な法令違反の状況

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
総件数	220	271	191	113	120	109	345	81	82
比率(*)	14.5%	17.8%	12.6%	7.4%	7.9%	7.2%	22.7%	5.3%	5.4%

(2) 業種別の法令違反の状況は表4のとおりである。建設業では安全衛生基準(安衛法20条~25条)に関する法令違反は291件になる等、安全衛生上の問題点が多い結果であった。また、製造業では、労働時間95件、労働条件の明示89件、安全衛生基準88件など労働条件・安全衛生双方の問題点が見られた。さらに、商業では労働時間52件、労働条件の明示43件など、運輸交通業では労働条件の明示、労働時間がそれぞれ26件など労働条件上の問題点が多い結果となった。

表4 業種別の法令違反の状況(単位:件)

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
製造業	89	95	64	32	24	42	88	48	37
建設業	6	8	8	2	1	30	291	25	1
運輸交通業	26	26	22	10	32	7	2	3	13
商業	43	52	29	20	27	12	1	3	17
保健衛生業	14	11	10	6	6	7	0	0	1
その他	42	79	58	43	30	11	4	2	13

【参考】主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定の締結・届出なく法定労働時間（1週40 時間又は1日8時間）を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・10 人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場ごとに賃金台帳を調整していない。 ・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11～12 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理者又は衛生管理者を選任していない。
安全衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械に有効な安全装置を設けていない。 ・墜落防止用の手すり等を設けていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 ・有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。